

令和2年度 第1回 瑞浪市国民健康保険運営協議会 議 案

議第1号

令和2年度諮問第1号

瑞浪市国民健康保険の新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の保険給付について

1. 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、瑞浪市国民健康保険に加入する厚生労働省保険局から示された新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給対象要件（以下「支給対象要件」という。）に基づき、傷病手当金を給付する（ことについて審議を求める）。

2. 支給対象要件

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者で、サラリーマンなど給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数。ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とする。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

3. 傷病手当金給付にかかる経緯と条例改正等

別紙「新型コロナウイルス感染症に関する瑞浪市国民健康保険における傷病手当金の対応について」参照

新型コロナウイルス感染症に関する瑞浪市国民健康保険における傷病手当金の対応について

1. 新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金にかかる政府からの要請

政府（新型コロナウイルス感染症対策本部）より令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」が公表され、感染拡大の抑制と労働者が感染した場合に会社を休みやすい環境を整えるために「傷病手当金」について円滑な支給に向けた周知徹底が講じられました。また、国民健康保険法での任意給付である傷病手当金について、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む）に対する傷病手当金の給付要請がありました。（議案資料1-1、議案資料1-2参照）なお、支給額の全額を国から財政支援を行うこととされました。また、令和2年3月27日には、厚生労働省保険局から国民健康保険及び後期高齢者医療保険での傷病手当金支給にかかる財政支援の対象要件が示されました。（議案資料1-3、議案資料1-4参照）

2. 国民健康保険における傷病手当金の給付と条例改正

これまで、様々な就業形態の加入者が存在する市町村の国民健康保険は、被保険者の公平性の観点から、全国において傷病手当金の給付をしている市町村（保険者）はありませんでした。しかし、新型コロナウイルスの感染は全国で拡大しており、県内でも日々感染者が増加している現況で、瑞浪市内でも感染者が発症の恐れがあります。このため、早急に「傷病手当金の給付」について瑞浪市国民健康保険条例に規定し、当該要請に基づき傷病手当金給付に対応する必要があります。

なお、後期高齢者医療保険での傷病手当金の給付についても、現在、岐阜県後期高齢者医療広域連合で4月末日施行を目途に条例改正を進めています。

3. 条例改正の施行日

傷病手当金制度の目的を踏まえ、瑞浪市内で新型コロナウイルス感染者が発症した事態への早急な対応のために緊急性があると考え、専決で条例改正を行いたいと考えています。（4月末施行予定。後期高齢者医療保険の条例改正と同日で施行します。）

4. 瑞浪市国民健康保険運営協議会への諮問

当該条例改正は、瑞浪市国民健康保険条例施行規則第1条第1項第3号に規定する保険給付の種類及び内容の変更に係ることに該当するため、瑞浪市国民健康保険運営協議会での審議が必要です。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の抑制のため運営協議会を開催せずに、書面にて決議を諮らせていただきます。

4. 予算と財源

条例改正とともに補正予算の専決処分に対応する予定です。

(1) 歳入予算額：1,462,000 円（歳入科目「保険給付費等交付金—特別徴収交付金」）

(2) 歳出予算額：1,462,000 円（歳出科目「保険給付費—任意給付費—傷病手当金」）

※国保加入者のうち、平成30年の給与収入が130万円超の者の平均年収3,189,661円をベースに、国の財政支援対象となる1日当たりの支給額を算定し、対象者を15人、休業日数を11日として算出。

5. 制度の内容

◎厚生労働省の示す財政支援の対象要件（傷病手当金の給付対象）

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者で、サラリーマンなど給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数。ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とする。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

上記「財政支援対象」となる要件にあわせ、傷病手当金を給付することとします。

6. 岐阜県下市町村における傷病手当金給付にかかる条例改正の状況（4月6日時点）

給付予定	28 団体	専決予定（済）	10
		4月議会	2
		5月議会	1
		6月議会	6
		その他・未定	9
検討中	14 団体		

事務連絡
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する
傷病手当金の支給等について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

記

- 1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされているが（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第86条第2項）、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

- 2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。
この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものであること。
- 3 上記の傷病手当金に対する財政支援の詳細や条例の改正例、事務処理等については、追ってお示しする予定であること。

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

- 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

- 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

- 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

- 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6月まで）

事務連絡
令和2年3月24日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する
傷病手当金の支給について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について、下記のとおり御連絡いたしますので、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、別紙1及び別紙2のとおり、条例参考例及びQ&Aを作成しましたのでお送りします。運用に当たっての参考としていただきますようお願い申し上げます。また、国民健康保険組合においても条例参考例等を傷病手当金の支給に係る規約改正の参考としていただきますようお願い申し上げます。
2. 「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について御検討いただくようお願いしたところですが、都道府県におかれましては、管内各市町村、各国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合において、意向を確認し、取りまとめた上で、令和2年4月6日（月）までに御報告いただくよう、お願い申し上げます。また、検討中と報告いただいた場合には、意向が固まり次第、改めて報告いただきますようお願いいたします。

別紙2

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関するQ&A

Q1 国保等における傷病手当金の位置付け趣旨如何。

A 国保制度及び後期高齢者医療制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができることとしている。
しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。)に休みやす環境を整備することが重要である。

そのため、今般、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたものである。

Q2 新型コロナウイルス感染症等について「労務に服することができない期間」かどうかは、どのように判断すればよいか。

A 今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、
・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合のいずれかに該当することが前提条件となる。
その上で、当該者が帰国者・接触者外来を受診した場合には、医療機関において、被保険者が提出する申請書(医療機関記入用)に必要事項を記載いただくことを想定している。

なお、当該者が帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに、当該申請書の記載内容(休業期間等)を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを、当該申請書の中で事業主にも証明していただくこと等により、保険者において労務不能と認められる場合には、傷病手当金を支給して差し支えない。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、取扱いは同様である。

※ 申請書は、傷病手当金支給申請書に①申請書(被保険者記入用)、②申請書(事業主記入用)、③申請書(医療機関記入用)を添付することを想定。

Q3 直近の継続した3月間の給与等の収入の把握方法如何。

A 事業主において、申請書(事業主記入用)に、給与等の支払額を記載していただくことを想定している。なお、直近3か月間において複数の事業所に勤務していた者が、それぞれの事業主での給与ごとに手当を申請する場合には、各事業主において申請書を作成する必要がある。

Q4 今後適用期間の延長はあり得るのか。

A 今般の国保等における傷病手当金の支給については、本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえて適用期間を設定しているが、国内の感染状況等を注視していく。

Q5 申請から給付までの流れ如何。また、申請書のひな形はあるのか。

A 事務フローの例及び申請書のひな形については、それぞれ別添1及び別添2を参照いただきたい。

Q6 傷病手当金の支給に係る費用について、国の財政支援の詳細如何。

A 以下の対象者、支給要件等に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、令和2年度の国保の特別調整交付金又は後期高齢者医療の特別調整交付金により支給額の全額を支援することとしている。条例参考例や事務フロー一例についても併せて確認いただきたい。

なお、特別調整交付金の交付基準については、別途お示しすることとしている。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/8)] × 支給対象となる日数

※ ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額(令和2年3月現在、日額30,887円)を越えるときは、その金額とする。

【適用期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様、最長1年6月まで)

Q7 傷病手当金とは異なる名称の給付金とすることは可能か。また、国が定める対象者や支給額を越えて支給を行うことは可能か。

A 給付の名称については、傷病手当金以外の名称とすることは差し支えない。
対象者や支給額について、Q6においてお示しした対象者等を越えたものとすることは差し支えないが、超える部分には国による財政支援の対象とならず、その金額が保険者の負担となることに留意いただきたい。